

## 玉村町企業立地促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、町における企業立地の促進を図り、もって町民の雇用機会を拡大させるとともに、町の経済の発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利の目的をもって事業を営むものをいう。この場合において、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が、共同で同一敷地内において同一事業を行う場合は、固定資産税等の納税者がそれぞれ異なる場合であっても、一つの企業としてみなすものとする。
- (2) 企業立地 企業等が町内において事業所の新設又は増設若しくは移設をすることをいう。
- (3) 事業所 企業等が行う事業（規則で定める事業を除く。）の用に供される事務所、工場、店舗その他これらに類する施設をいう。
- (4) 投下固定資産額 企業立地に伴い、企業等が取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産（以下「固定資産」という。）の取得価額の総額をいう。
- (5) 新設 町内に事業所を有しない企業等が町内に事業所を設置すること、又は現に町内に事業所を有する企業等が当該事業所において行われる事業と異なる事業の用に供される事業所を町内に設置することをいう。
- (6) 増設 町内に事業所を有する企業等が、事業の規模を拡大する目的で、当該事業所が存する場所以外の町内の場所において、当該事業所と別に事業所を設置すること、又は町内に既に存する事業所の規模を拡大することをいう。

(7) 移設 町内に事業所を有する企業等が、事業の規模を拡大する目的で、当該事業所を廃止し、当該事業所が存する場所以外の町内の場所に事業所を設置することをいう。

(企業等への支援)

第3条 町長は、企業立地をしようとする企業等に対し、次に掲げる事項について、援助、あっせん、便宜の供与その他の支援をすることができる。

- (1) 企業立地に必要な用地等の確保に関すること。
- (2) 企業立地に必要な資金の確保に関すること。
- (3) 新規地元常用従業員の確保に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(奨励金の交付)

第4条 町長は、第9条に規定する指定事業者に対し、第7条各号に掲げる指定の要件を満たした場合において、企業立地促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

(重複助成の制限)

第5条 前条の奨励金を受けようとする企業等は、企業立地に関し、町が行う他の優遇制度を受けてはならない。

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額は、企業立地に伴い企業等が取得した固定資産に係る固定資産税の額に相当する額とする。ただし、奨励金は、1年間1,500万円を限度額とする。

2 交付の期間は、企業立地に伴い企業等が取得した固定資産に係る固定資産税が操業開始後最初に課される年度から起算し、3年度とする。

(指定の要件)

第7条 町長は、企業立地をしようとする企業等のうち、新設をしようとするものにあつては次の各号のいずれにも該当するものを、増設又は移設をしようとするものにあつては第2号及び第3号の規定に該当するものを奨励金の交付を受けることができるものとして指定するものとする。

- (1) 新設にあつては3,000平方メートル以上の企業立地に係る事業所の用地を取得し、かつ、当該用地の取得の日から起算して1年以内に当該事業所の建設に着手すること。
- (2) 投下固定資産額が、新設の場合にあつては1億円以上、増設及び移設の場合にあつては5,000万円以上であること。
- (3) 企業立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること。

2 前項の規定にかかわらず、町長は新設をしようとする企業等にあつては同項第1号及び第2号の規定に該当するもの、増設又は移設をしようとする企業等にあつては同号の規定に該当するもののうち、相当と認めたものを奨励金の交付を受けることができるものとして指定することができる。

(指定の申請)

第8条 前条の規定による指定を受けようとする企業等は、町長に申請しなければならない。

(指定)

第9条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、指定を行うものとする。この場合において、町長は、当該指定に必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第10条 前条の規定により指定を受けた企業等（以下「指定事業者」という。）は、当該指定の内容を変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。この場合において、町長は、当該指定の内容の変更に必要な条件を付することができる。

(指定の承継)

第11条 指定事業者に合併、分割、営業譲渡、相続その他の異動が生じた場合において、当該指定事業者の企業立地又は企業立地に係る事業の全部を承継する企業等は、当該指定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継した者は、町長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第12条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第7条各号に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 企業立地に係る事業所を廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (3) 第9条後段又は第10条後段の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 企業立地に係る事業所を第8条の規定により申請した事業以外の事業の用に供したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、指定又は奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反する行為があったとき。

(操業開始の報告)

第13条 指定事業者は、企業立地に係る事業所の操業を開始したときは、町長に報告しなければならない。

(交付の申請)

第14条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、毎年度、町長が指定する期日までに、町長に申請しなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の規定による申請をする時点において、町税に滞納があってはならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、予算の範囲内において、当該年度に交付する奨励金の交付を決定するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 町長は、奨励金の交付を受けた指定事業者が第12条の規定により指定を取り消された場合には、前条第3項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(奨励金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告等)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第3条に規定する支援を受けた企業等又は奨励金の交付を受けた企業等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。